

事例番号:360186

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 1 日

10:30 自宅分娩のため助産師が自宅に訪問

4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

11:33 陣痛開始

妊娠 39 週 2 日

0:48 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 2 日

(2) 出生時体重:3600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 10 ヶ月 運動発達遅延、眼振あり

1 歳 6 ヶ月 無熱性痙攣あり

(7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 MRI で脳室拡大、白質容量の低下、脳梁の菲薄化を認めるが、大脳基底核・視床に明らかな信号異常は認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 1 日 10 時 30 分に訪問した際の対応(内診、分娩監視装置装着、無痛性の子宮収縮でこのまま陣痛発来するかわからないため 17 時に再検とし 12 時 30 分に訪問終了としたこと)は一般的である。

(2) 妊娠 39 週 1 日 17 時に訪問後の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的であるが、18 時 12 分に分娩監視装置終了後、20 時に胎児心拍数聴取を行ったことは基準を満たしていない。

3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 分娩経過中の胎児心拍数の確認については、「助産業務ガイドライン 2019」に則って実施することが勧められる。

(2) 観察した事項に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は「原因分析に係る質問事項および回答書」によると胎

児心拍数の確認について、診療録に記載の時刻以外にも聴取したとされている。分娩時の記録については、「助産業務ガイドライン 2019」に則して、間欠的胎児心拍聴取の場合は、聴取した時間と測定結果を全て記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。